

森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託 仕様書

1. 委託業務名称

森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託

2. 業務期間

契約締結の日から令和8年8月31日（月）まで

3. 対象施設

森と市民をつなぐ拠点施設（仮称）

4. 施設概要

- ① 所在地 金沢市浅川町イ 130 番地
- ② 施設規模 延床面積：3,399 m²
- ③ 構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建て
- ④ 施設内容

1階

エントランスホール、交流ホール、事務局

※エントランスホール：森林関連イベントやワークショップ等を行う
場所

※交流ホール：飲食を可とする談話・休憩場所

ほか、風除室1箇所、トイレ、エレベーター、階段、廊下あり

東浅川公民館

東浅川児童クラブ

2階

木育ルーム、木育ラウンジ、木工室、調理室、研修室

※木育ルーム：未就学児とその保護者を対象とした木製遊具等による木育体験を提供する場所

※木育ラウンジ：森や木に関する情報を発信・提供する場所

※木工室：小学生以上を対象とした木工作業を行う場所

※研修室：森林・林業関連の研修や会議等を行う場所

ほか、トイレ、授乳室、エレベーター、階段、廊下あり

3階

貸会議室、会議室

ほか、更衣室、トイレ、エレベーター、階段、廊下あり

5. 対象範囲

木育ルーム 2階（別紙3参照）

6. 業務内容

「森と市民をつなぐ拠点施設整備基本計画」に基づき、以下の業務の設計及び施工を行うものとする。

（1）遊具等の製作及び設置

（2）床面の仕上げ、柱面・壁面・天井面の装飾

ただし、床面の杉フローリング及び壁面の杉羽目板貼等、既存木質化部分は撤去しないこと。

（3）発注者への遊具の取り扱いに関する研修・指導

7. 森と市民をつなぐ拠点施設整備基本計画

（1）森と市民をつなぐ拠点施設コンセプト

「健全な森林の育成・整備、森林資源の利用拡大及び森づくり活動の推進の持続的な発展のため、多面的かつ流動的に森と市民をつなげる中継拠点」

様々な理由により森との関りが遠くなった人と、人との関わりを失い使われなくなった森を結び付け、森の循環サイクルを再構築できる環境・基盤を整えるため、当施設には以下の5つの機能を付与する。

機能1 幼児や小学生、ボランティアを対象とした木育・森育活動の実現

機能2 「森林管理を希望する人」と「森林を使いたい人」のマッチング

機能3 芸術家やローカルベンチャー等による木材の有効活用の支援

機能4 林業の担い手育成のための金沢林業大学の運営

機能5 森林・林業に関する情報発信（イベント、制度、木材、製品等）

※各階テーマ

1階 交流：施設利用者や地域住民、大学生など多様な主体が木や森に係る取組みへの参加等を契機に交流を深めるフロア

2階 木育：未就学児や保護者等が五感を通して木や森を感じ学ぶフロア

3階 支援：平時の有料貸スペース、震災時等の避難スペースとして提供することで施設に関わる多様な主体へ支援を行うフロア

（2）木育ルーム基本コンセプト

「子供たちの木や森に対する好奇心を向上させる“遊びと学び”の木育空間」

(3) 空間内容

- ① 自由な発想による遊びを創造する空間
 - ・子供の発達段階に応じた遊具、玩具を楽しむことのできる空間づくり
- ② 遊びから木や森を学ぶ空間
 - ・ごっこ遊び等から「植える、育てる、伐る、使う」の森の循環を体験できるストーリー性のある空間づくり
- ③ 木や森に関する情報を、五感を通じて学ぶ空間
 - ・金沢に生育する豊富な樹種を取り入れた空間づくり
 - ・地域の特産品や文化、新旧建築技法等を取り入れた空間づくり

(4) 空間設計・施工の方針

- ①遊具（複数）及び玩具で遊ぶ空間を用意すること。遊具等の利用対象者は未就学児の子供とすること。
(乳幼児エリアは主に0～3歳、幼児エリアは主に3～6歳)
- ②利用定員は、保護者を含め20人程度とすること。
(乳幼児エリア：10人程度、幼児エリア：10人程度)
- ③保護者が子供の見守りをできる空間を用意すること。
- ④木育ルームは、原則、土足厳禁とする。
- ⑤木育ルームは、飲食不可の空間とする。
- ⑥必要な遊具、玩具、備品（ベンチ、下足入れ等）を設置すること。
- ⑦館内動線と子供が遊具等で遊ぶエリアを区別し、安全に運営できる空間を設計すること。
- ⑧子供が遊具等で遊ぶエリアは年齢層に応じて区別するなど、子供の動線を考慮し、安全な配置とすること。乳幼児が遊ぶエリアの安全面には特に配慮すること。
- ⑨遊具や遊具周辺にコーナーガードやウレタンマットなどの衝撃吸収材を設置するなど、十分な安全策を講じること。
- ⑩子供が遊具等で遊ぶエリアの対象年齢、遊び方及び注意事項などを記載した案内表示を設置すること。
- ⑪遊具の構成や設置等については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版・令和6年6月国土交通省）」に準拠すること。
- ⑫玩具の製作については、令和7年12月施行予定の消費生活用製品安全法の技術・安全基準を満たすこと。
- ⑬館内動線に不都合がないよう、ベビーカー（5台程度）や下足置き場の位置に配慮すること。
- ⑭施工の仕上げは、可能な限り木材を使用するとともに、遊具等の仕上げ部分に

においては、金沢市産材を積極的に使用すること。なお、企画提案書に金沢市産材または石川県産材の使用状況を記載するとともに、受注後はその記載内容を実現すること。

- ⑮建築工事等で施工する排煙窓や空調等の設備に干渉しないよう設計及び施工すること。なお、電気・空調設備に係る平面図、機器表等は、別途発注する電気・空調設備工事契約締結後、発注者から受注者に対し提供するものとする。
- ⑯設計・施工の際は、建築基準法及び消防法ほか関係法令を遵守すること。
- ⑰場内監視や日常点検、簡易補修等における運営負担の軽減に配慮した空間とすること。また、定期点検や修繕等の維持管理が容易であること。
- ⑱建築設計意匠との調和や設備との調整を図ることを目的に、受注後、発注者及び建築・設備の設計・監理者と綿密に連絡を保つとともに、協議の上設計を進めること。
- ⑲製作物の設置等に係る現地施工は、建築工事の部分引渡し完了後（令和8年5月中旬頃）とする。なお、事前調査等で現場入場する際は、関連工事施工者と十分協議・調整すること。

8. 軽微な変更

本業務において、やむを得ず生じる軽微な変更に関しては、発注者の指示に従うものとし、委託金額の変更は行わない。

9. 守秘義務

受注者は、本業務において知り得た情報ならびに成果品を他に漏洩、公表、貸与、又は使用してはならない。

10. 成果品の引渡し

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく成果品を引き渡さなければならない。

11. 関係法令の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関係する法令、条例等を遵守しなければならない。

12. 手続書類の提出

(1) 受注者は、業務を着手するときは、次の手続書類を発注者に提出しなければならない。

- ①業務委託工程表 1部
- ②業務委託総括責任者等選任届 1部

- (2) 受注者は、別表に掲げる期間ごとに業務委託完了届を、また契約期間の終了時に業務委託引渡書を発注者に提出しなければならない。また、発注者は、業務委託完了届の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、受理するものとする。

別表

	期間
第1回	契約締結後～令和8年3月業務終了後
第2回	令和8年4月～契約期間終了後

13. 留意事項

調査費や交通費、資料代など業務に必要な費用は、すべて委託費に含むものとする。

14. その他

業務内容に関し、疑義の生じた場合は発注者と協議の上、決定する。

15. 参考資料

別紙1	配置図	1枚
別紙2	各種図面	6枚
	・仕上表	
	・各階平面図	
	・断面図	
別紙3	委託業務対象範囲図	3枚
	・平面詳細図・展開図（木育ルーム）	
	・2階天井伏図	
別紙4	建物イメージ図	2枚
	・2階木育ルーム（改修前）	
	・参考写真	
	・内観（1階、2階）	